

第6章 スポーツセンター報告書

目 次

	<u>頁</u>
1. スポーツセンターの概要	95
2. 財団法人横浜市スポーツ振興事業団の事業概要	101
3. 利用料金	105
4. 利用者数および利用率	109
5. スポーツセンターの民間との競争	112
6. スポーツセンターの行政コスト計算書	118
7. 出納・資金の管理	120
8. 物品管理	123
9. 施設管理	126
10. 再委託契約	128
11. 人件費	129
12. 情報システム	130

1. スポーツセンターの概要

(1) 建設目的

スポーツセンターは、市民が日常の余暇活動生活において、気軽に体育・レクリエーションに親しむとともに、地域連帯を図り、また各種競技・大会・スポーツ教室・研修等多目的に利用できる施設を1区に1館建設し、本市の体育・スポーツ振興の拠点とすることを目的として建設されてきました。その建設の経過は次のとおりです。

表 6-1 スポーツセンター建設の経過

年月	建設の経過
昭和 49 年 8 月	「横浜市における体育・スポーツの振興策について」と題して、横浜市スポーツ振興審議会へ諮問
昭和 50 年 1 月	同審議会より「横浜市における体育・スポーツの振興策について」の答申の中で、『多目的利用・地域スポーツの拠点・指導者養成の場・情報センターの4つの機能をあわせ持った地域体育館の設置が望まれる』とあった。
昭和 52 年 6 月	横浜市新5カ年指標で方面別体育館4館構想策定
昭和 53 年 3 月	横浜市方面別体育館建設計画調査を(財)日本体育施設協会へ委託
昭和 56 年 12 月	「よこはま 21 世紀プラン」(横浜市総合計画・基本計画)で1区1館構想策定

以上の構想を持って昭和 55 年 10 月、港南区に第 1 号の施設が開設されました。

(2) 事業内容

スポーツセンターの事業内容については、横浜市スポーツ施設条例(制定平成 10 年 3 月 25 日)に、次のように記されています。

(事業)

第 2 条 スポーツ施設は、次の事業を行う。

- (1) スポーツ、レクリエーション、文化活動等のための施設の提供に関する事。
- (2) スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関する事。
- (3) スポーツ及びレクリエーションに関する情報の収集及び提供に関する事。
- (4) スポーツ及び体力づくりに関する相談に関する事。
- (5) その他前各号に準ずる事業

(3) 開館状況

昭和 55 年 10 月の港南スポーツセンターを皮切りに、平成 9 年まで 17 館をオープンし、残るは都筑スポーツセンターの 1 館のみとなっています。

表 6-2 開館状況

開設年月	名称	開設年月	名称
昭和 55 年 10 月	港南スポーツセンター	平成元年 10 月	保土ヶ谷スポーツセンター
58 年 4 月	旭スポーツセンター	3 年 5 月	栄スポーツセンター
59 年 4 月	戸塚スポーツセンター（注）	4 年 4 月	中スポーツセンター
60 年 2 月	港北スポーツセンター	4 年 9 月	泉スポーツセンター
11 月	金沢スポーツセンター	5 年 1 月	南スポーツセンター
61 年 2 月	緑スポーツセンター（注）	6 年 3 月	神奈川スポーツセンター
62 年 2 月	磯子スポーツセンター	7 年 4 月	青葉スポーツセンター
11 月	瀬谷スポーツセンター	9 年 6 月	西スポーツセンター（注）
平成元年 1 月	鶴見スポーツセンター	17 年	都筑スポーツセンター（予定）

（注）実地調査を実施した施設です。

（４）施設の標準的仕様と規模

施設の標準は、大中小 3 つの体育室のほか、トレーニング室、研修室、体力相談室等を備え延床面積が 3,500 m²程度とされています。

表 6-3 施設の標準的仕様

室名	面積 (m ²)	内 容
第 1 体育室	1,080	バスケットボール 2 面
器具庫	100	バドミントン 6 面
本部放送室	20	バレーボール 2 面
第 2 体育室	550	バスケットボール 1 面、バドミントン 3 面
器具庫	40	バレーボール 1 面
第 3 体育室	250	格技・エアロビクス等多目的
器具庫・前室	30	
トレーニング室	200	各種トレーニング器具設置
体力相談室	20	健康・体力・スポーツに関する相談
事務室	100	
研修室	80	指導者研修等（50 人収容）
シャワー・更衣室	120	
便所	70	
ホール・廊下他	640	
機械室・電気室	200	
合計	3,500	

写真 6-1 西スポーツセンター



(各スポーツセンターホームページより)

写真 6-2 緑スポーツセンター



写真 6-3 戸塚スポーツセンター



(5) 各スポーツセンター(17ヶ所)の施設概要

表6-4 各スポーツセンター(17ヶ所)の施設概要

名称	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	
所在地	元宮 2-5-1	三ツ沢上町 11-18	浅間町 4- 340-1	新山下 3-15 -4	大岡 1-14-1	日野 1-2- 30	
敷地面積(m ²)	5,502.64	6,985.30	10,945.17	4,104.04	8,207.39	4,876.80	
建築面積(m ²)	2,763.96	2,833.01	2,872.24	2,111.79	3,858.18	2,691.36	
延床面積(m ²)	3,578.96	4,794.60	5,246.07	3,439.88	3,948.62	3,645.80	
着工年月日	S62・9・24	H3・5・24	H7・2・28	H2・12・14	H3・2・20	S54・9・14	
竣工年月日	S63・11・21	H6・3・18	H9・5・30	H4・3・31	H4・11・30	S55・10・15	
開設年月日	H1・1・29	H6・3・20	H9・6・29	H4・4・25	H5・1・27	S55・10・23	
総事業費(千円)	2,525,431	3,787,266	5,561,380	1,862,225	3,725,907	1,539,000	
施設内容	第1体育室(m ²)	1,139.32	1,069.48	1,002.94 (プール)	1,094.33	1,087.50	1,039.20
	第2体育室(m ²)	549.19	534.99	734.12	539.44	547.50	585.20
	第3体育室(m ²)	232.19	206.22	238.92	115.41	355.60	287.70
	トレーニング室(m ²)	210.24	151.30	184.30	200.04	186.81	162.90
	その他体育室等(m ²)	-	-	温水プール 25m×6コース	-	-	幼児用 47.10
	体力相談室(m ²)	34.11	23.61	15.40	15.29	38.25	42.60
	研修室(m ²)	98.08	111.42	77.27	78.69	73.50	83.30
	喫茶室(m ²)	106.20	-	-	-	-	100.20
	事務室(m ²)	88.03	92.72	106.81	71.40	111.81	59.00
	放送室・本部室(m ²)	16.68	31.11	-	16.83	48.00	21.50
	器具庫(m ²)	159.59	202.38	-	92.13	167.74	176.10
	機械室・電気室等(m ²)	92.96	416.72	-	173.94	248.32	182.70
	ホール・廊下・その他(m ²)	852.37	1,166.16	-	1,042.93	1,083.59	858.30
第1体育室移動観覧席	467席	474席	無	224席	384席	480席	
職員数(H15.5.27)	9	9	10	9	9	9	
その他	駐車場	23台 (有料)	24台 (有料)	26台 (有料)	23台 (有料)	32台 (有料)	無
	複合施設等	シャフルボ ードコート 1面	練習用ゲー トボールコ ート	バス営業所 と複合	特別養護老 人ホーム・ 在宅支援サ ービスセン ターと複合 屋上広場約 400m ²	地区センタ ー・在宅支 援サービス センターと 複合	

名 称	保土ヶ谷	旭	磯子	金 沢	港 北	緑	
所在地	神戸町 129 - 2	川島町 1983	杉田 5 - 32 - 25	長浜 106 - 8	大豆戸町 518 - 1	中山町 329 - 25	
敷地面積 (㎡)	5,002.09	9,926.12	5,478.43	6,596.10	5,020.88	5,000.79	
建築面積 (㎡)	3,353.45	3,120.42	3,211.74	3,370.78	3,588.47	2,802.02	
延床面積 (㎡)	4,522.67	3,567.10	3,509.51	3,559.45	3,627.65	3,499.83	
着工年月日	S63・3・10	S57・2・23	S60・12・25	S59・10・5	S58・12・16	S59・12・19	
竣工年月日	H1・9・20	S58・3・10	S62・1・20	S60・10・28	S60・1・19	S61・1・23	
開設年月日	H1・10・15	S58・4・1	S62・2・15	S60・11・23	S60・2・1	S61・2・9	
総事業費(千円)	2,902,279	1,227,152	2,211,940	1,119,319	1,975,914	1,848,025	
施設 内 容	第1 体育室 (㎡)	1,486.02	1,121.20	1,068.82	1,083.93	1,080.45	1,055.23
	第2 体育室 (㎡)	566.05	540.00	549.99	550.89	535.50	546.82
	第3 体育室 (㎡)	-	225.00	193.77	239.67	211.74	232.99
	トレーニング室 (㎡)	371.82	189.00	200.73	160.35	173.94	170.13
	その他体育室等 (㎡)	-	幼児用 50.10	ウエイト 27.69	-	-	-
	体力相談室 (㎡)	22.38	72.50	13.32	24.57	51.48	18.02
	研修室 (㎡)	-	67.70	74.93	69.19	74.66	78.66
	喫茶室 (㎡)	142.39	68.90	90.56	119.08	109.15	125.84
	事務室 (㎡)	69.53	58.60	60.01	95.04	60.52	75.88
	放送室・本部室 (㎡)	38.10	18.00	21.14	19.86	26.10	17.92
	器具庫 (㎡)	219.10	180.20	118.71	179.86	176.74	137.79
	機械室・電気室等 (㎡)	225.10	137.70	282.72	182.43	222.52	124.80
	ホール廊下・その他 (㎡)	1,382.18	838.20	807.12	834.58	904.85	915.75
	第1 体育室移動観 覧席	1,188 席	480 席	484 席	418 席	480 席	480 席
職員数 (H15.5.27)	10	9	9	9	10	9	
その他	駐車場	49 台 (有料)	39 台 (有料)	9 台 (無料)	26 台 (有料)	38 台 (有料)	10 台 (無料)
	複合施設等	事業団所有 1,554.75 ㎡、(スポーツ スタジオ・テニスコ ート2面)、イ ンラインコート1面	屋上広場約 1,400 ㎡			テニスコ ート3面 業務用駐 車場10台	

名 称	青 葉	戸 塚	栄	泉	瀬 谷	
所在地	市ヶ尾町 32 - 5	上倉田町 477	桂町 279 - 29	西が岡 3 - 11	南台 2 - 4 - 65	
敷地面積 (m ²)	18,549.93	6,801.61	6,711.23	8,100.58	7,067.20	
建築面積 (m ²)	4,964.34	3,427.92	4,047.43	3,429.83	3,284.25	
延床面積 (m ²)	3,709.04	3,974.72	3,599.95	3,680.13	3,498.10	
着工年月日	H5・3・2	S57・12・6	H1・6・6	H2・12・14	S61・9・25	
竣工年月日	H7・3・31	S59・3・10	H3・3・30	H4・8・30	S62・10・23	
開設年月日	H7・4・25	S59・4・1	H3・5・15	H4・9・30	S62・11・15	
総事業費(千円)	2,631,589	2,724,753	2,195,407	3,123,445	1,199,521	
施設 内 容	第1 体育室 (m ²)	1,106.26	1,326.92	1,072.20	1,060.35	1,113.20
	第2 体育室 (m ²)	535.66	544.08	549.36	526.68	561.38
	第3 体育室 (m ²)	229.98	-	-	250.15	245.84
	トレーニング室 (m ²)	155.07	190.27	315.12	170.21	179.44
	その他体育室等 (m ²)	-	弓道場 158.79	-	弓道場 101.63	-
	体力相談室 (m ²)	11.52	59.17	24.00	33.92	30.11
	研修室 (m ²)	101.12	69.53	81.60	83.75	73.16
	喫茶室 (m ²)	-	109.12	-	-	101.65
	事務室 (m ²)	85.42	50.73	98.03	128.16	78.19
	放送室・本部室 (m ²)	37.99	15.72	18.42	26.32	14.00
	器具庫 (m ²)	189.96	149.04	189.36	146.55	131.83
	機械室・電気室等 (m ²)	385.92	102.12	200.75	206.96	136.48
	ホ-ル・廊下・その他 (m ²)	870.14	1,199.23	1,051.11	945.45	832.82
	第1 体育室移動観 覧席	504 席	700 席	467 席	450 席	400 席
職員数 (H15.5.27)	9	9	9	9	9	
その他	駐車場	120 台 (無料)	29 台 (有料)	56 台 (無料)	32 台 (有料)	49 台 (有料)
	複合施設等	公会堂と複 合 (敷地面積 は区役所・ 保健所棟を 含む)		公会堂と複 合 屋上広場約 986 m ²	多目的広場 約 720 m ² シャフルボ ードコート 2 面	

2. 財団法人横浜市スポーツ振興事業団の事業概要

(1) 概要 (平成15年3月31日現在)

名称	財団法人横浜市スポーツ振興事業団
所在地	横浜市港北区新横浜二丁目3番地 12 新横浜スクエアビル 18階
設立年月日	昭和59年9月10日
基本財産	6,000万円
設立目的	横浜市民が生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができるよう、スポーツ活動の普及・振興を図り、もって明るく豊かなうまいのある市民生活の実現に寄与することを目的とする。
事業内容	各種スポーツ事業の実施 スポーツに関する情報の収集および提供 スポーツに関する調査および研究 横浜市から委託を受けたスポーツ事業の実施 横浜市から委託を受けたスポーツ施設の管理運営 横浜市から委託を受けたスポーツ医科学施設の管理運営 その他目的を達成するために必要な事業
職員数	386人 (市派遣 44人、嘱託 52人、固有職員 165人、一般職員 125人)
主な事業	横浜市からのスポーツ施設等の受託管理運営 スポーツ振興事業の実施 広報活動およびスポーツ情報の収集・提供 スポーツに関する調査研究 横浜市からの受託事業 その他の事業

(2) スポーツセンター (17ヶ所) の管理運営

横浜市スポーツ施設条例第10条により、スポーツ施設の管理に関する事務は、財団法人横浜市スポーツ振興事業団 (以下「事業団」という。) に委託する旨規定されています。

事業団は、市内17ヶ所のスポーツセンターの管理運営を行い、各スポーツ団体の大会や練習会場としての利用促進を図るとともに、個人のトレーニング等のスポーツ施設として、気軽にスポーツを楽しめるよう、市民スポーツ・レクリエーション活動の普及振興を図っています。

平成14年度の管理運営業務と事業の実施の概要は次のとおりです。

表6-5 管理運営業務等の概要

種目	内容	年間利用人数
スポーツセンター年間利用実績	団体利用 (63,012団体) 個人利用	2,042,870人 848,936
スポーツ教室の実施	エアロビクス、社交ダンス、太極拳など17種目ほか	435,347
スポーツイベントの実施	レクリエーションフェスティバル2002の開催	-
インラインスケート場の運営	保土ヶ谷スポーツセンター	6,885
スポーツスタジオの運営	保土ヶ谷スポーツセンター	49,066
テニスコートの運営	保土ヶ谷スポーツセンター・港北スポーツセンター	26,442
さわやかスポーツの実施	スポーツセンターを会場の一部として利用していません。	-

(3) スポーツセンター管理運営事業の占める割合

平成 14 年度における事業団の会計別の収入・支出および収支差額の内訳は以下のとおりです。

表 6-6 平成 14 年度事業団会計別収支差額 (単位：千円、%)

種 類	当期収入合計		当期支出合計		当期収支差額		次期繰越 収支差額	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般会計	3,175,813	41	3,104,644	43	71,169	15	92,948	10
自主事業特別会計	468,324	6	483,180	7	14,856	3	117,416	13
国際総合競技場 特別会計	1,356,771	17	1,343,827	18	12,943	2	87,420	9
スポーツ医科学 センター特別会計	668,661	9	716,035	10	47,374	10	47,346	5
国際プール特別会計	894,378	12	894,372	12	6	0	71,864	8
プール・テニス コート事業特別会計	1,264,493	16	1,265,323	17	829	0	829	0
新横浜駐車場 特別会計	78,014	1	88,250	1	10,235	2	15,000	2
よこはまスポーツ 振興基金特別会計	902	0	16,114	0	15,212	3	125,991	14
ワールドカップ決勝戦 開催記念基金特別会計	479,012	6	-	-	479,012	101	479,012	53
内部取引消去	640,005	8	640,005	8	-	-	-	-
合計	7,746,367	100	7,271,744	100	474,623	100	911,476	100

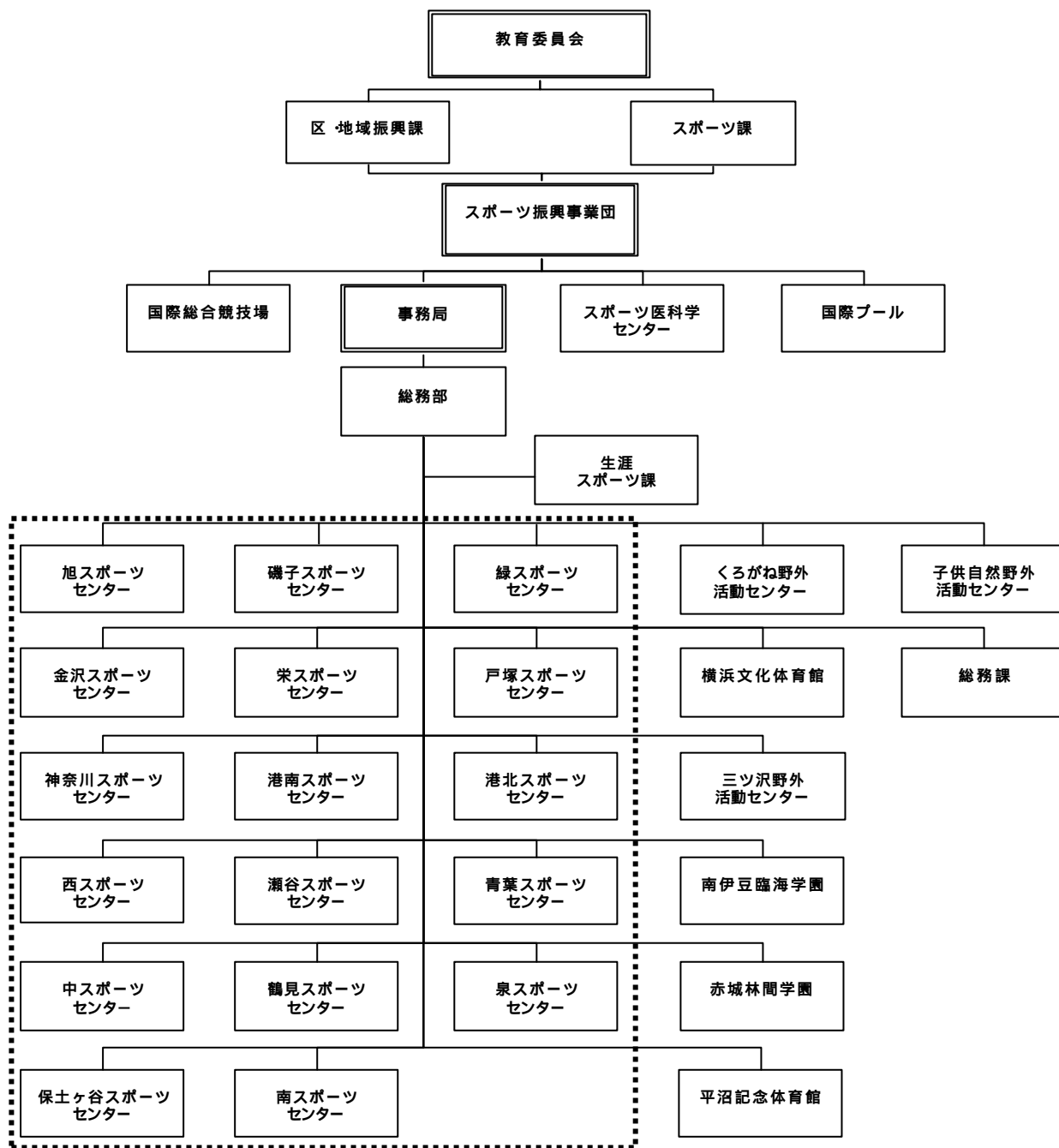
上記の表で分かるように、事業団の全収支に占めるスポーツセンターの管理運営事業にかかる一般会計（本部会計は一般会計に含めています。）と自主事業特別会計（一部スポーツセンター以外のものも含まれています。）の割合はおおよそ 50%弱です。

(4) スポーツセンターの機構図（平成 15 年 3 月 31 日現在）

スポーツセンターは、スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するために設置された教育委員会所管のスポーツ施設ですが、1 区 1 館構想の下に建設されており、こうした各区に存在する市民利用施設を区長の管理下とする市の方針に則り、区長にその管理が委任されています。

さらに区長から横浜市スポーツ施設条例に基づき、事業団に管理運営委託されています。

図 6-1 スポーツセンター関連の組織図



- (注) 1 点線内がスポーツセンター関連部署です。
 2 教育委員会は施設整備を、区は区長委任規則に基づき管理を委託しています。
 3 各スポーツセンターは本部機構の課レベルに位置付けられ、これらを統括管理しているのは総務部であり、生涯スポーツ課のスポーツセンター係が管理運営に関する調整を行っています。

(5) 人員配置図および業務分担

図 6-2 スポーツセンターの人員配置および業務分担



(注) 上図は戸塚および緑スポーツセンターの人員配置図ですが、スポーツセンターの典型例です。

3 . 利用料金

(1) 利用料金

地方自治法「第十章 公の施設」第 244 条の 2 には利用料金について以下の規定があり、公の施設の利用料金は条例の定めるところによるものとされています。

<p>第 244 条の 2 1 ~ 8 (省略) 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認められる場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。</p>
--

スポーツセンターの利用料金については、横浜市スポーツ施設条例により次のとおり定められています。

<p>(利用料金) 第 11 条 利用者は、管理受託者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、管理受託者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。</p>
--

条例が定める利用料金は以下のとおりです。利用単位を 1 日として料金設定しています。

表 6-7 条例が定める利用料金表

種 別		単 位	利用料金(円)
個人利用	体育室	1人1日につき	600
	弓道場		中学生以下の者 150
	トレーニング室		900
	ウェイトリフティング室		中学生以下の者 300
プール	1人2時間につき	600	
			中学生以下の者 200
貸切利用	第1体育室	1日につき	入場料等を徴収しない場合 20,000
			入場料等を徴収する場合 80,000
	第2体育室		10,000
	第3体育室		5,000
	弓道場		5,000
	研修室		4,000
	プール		1コース1日につき 18,000
附帯設備	1式又は1台、1日につき	24,000	

次に、今回調査を実施した西、緑、戸塚の各スポーツセンターの利用料金表を示します。

表 6-8 西スポーツセンター体育室・研修室・プール利用料

種 別	貸切利用料		個人利用料			
	A・B・C またはD	1日	A・B・CまたはD		1日	
			中学生以下	その他	中学生以下	その他
メインアリーナ	3,000円	10,000円	50円	200円	150円	600円
サブアリーナ	1,500円	5,000円				
研修室	1,000円	4,000円	-	-	-	-
トレーニング室	-	-	100円	300円	300円	900円
プール	1コース		1時間まで		以降30分につき	
	4,500円	18,000円	100円	300円	50円	150円

表 6-9 緑スポーツセンター体育室・研修室・トレーニング室利用料

種 別	貸切利用料		個人利用料				
	A・B・CまたはD	1日	A・B・CまたはD		1日		
			中学生以下	その他	中学生以下	その他	
第1体育室	全面	入場料等を徴収しない場合		50円	200円	150円	600円
		6,000円	20,000円				
		入場料等を徴収する場合					
		24,000円	80,000円				
	半面	3,000円	10,000円				
第2体育室		3,000円	10,000円				
第3体育室		1,500円	5,000円				
研修室		1,000円	4,000円	-	-	-	-
トレーニング室		-	-	100円	300円	300円	900円

表 6-10 戸塚スポーツセンター体育室・研修室・トレーニング室・弓道場利用料

種 別	貸切利用料		個人利用料				
	A・B・CまたはD	1日	A・B・CまたはD		1日		
			中学生以下	その他	中学生以下	その他	
第1体育室	全面	入場料等を徴収しない場合		50円	200円	150円	600円
		6,000円	20,000円				
		入場料等を徴収する場合					
		24,000円	80,000円				
	半面	3,000円	10,000円				
第2体育室		3,000円	10,000円				
研修室		1,000円	4,000円	-	-	-	-
トレーニング室		-	-	100円	300円	300円	900円
弓道場		1,500円	5,000円	50円	200円	150円	600円

- (注) 1 これらの利用料金表において「A」とは午前9時から正午まで、「B」とは正午から午後3時まで、「C」とは午後3時から午後6時まで、「D」とは午後6時から午後9時まで、1日とは午前9時から午後9時までをいいます。
 2 トレーニング室は3時間/1回の利用料金です。

そこで、これらの利用料金表を横浜市スポーツ施設条例が定める料金表と比較すると、どのスポーツセンターも1日貸切の場合は条例で定められている上限の利用料金を課していることが分かります。しかしながら、横浜市スポーツ施設条例には、1日単位の利用料金

が規定されているのみで、各スポーツセンターが設定している利用時間区分毎の料金設定はありません。現在の料金体系は、現行条例への改廃時に便乗値上げのないように、横浜市スポーツセンター条例（平成 10 年 4 月 1 日横浜市スポーツ施設条例施行に伴い廃止）の昭和 63 年改正をその後も承認料金として維持しているものですが、現行条例の法解釈では教育委員会の承認による利用料金値上げの余地を残す結果となっています。

なお、表 6-14 他都市施設の条例での利用時間区分による料金設定および料金格差設定に示すとおり、他都市のスポーツ施設は各々条例で利用時間区分毎の料金設定をしています。

（2）他都市のスポーツセンターとの料金比較

横浜市財政局により平成 15 年 10 月に公表された「中期財政ビジョン」3.5つの改革の方向性と取組（1）「多様な資金調達・財源調達」重点取組3では類似の民間施設のサービス内容や使用料等とのバランスを考慮しつつ、なおコストに比較して受益者の負担が著しく少ないものなどについて、受益に応じた負担という観点から、使用料・手数料等の適正化を図りますと報告されています。

上記の観点から、スポーツセンターにおいても受益者負担の原則に準じた料金体系となっているのか、その検証が必要です。

そこで、川崎、東京および大阪のスポーツセンターの利用料金と比較してみます。

表 6-11 川崎市スポーツセンター利用料金表（専用使用料）

種 別				金 額			
				午前	午後	夜間	全日
				9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～21:00	9:00～21:00
大 体 育 室	入場料を徴収 しない場合	全面使用	幸・高津・ 麻生	6,300 円	9,300 円	11,200 円	26,800 円
		半面使用	幸・高津・ 麻生	3,150 円	4,650 円	5,600 円	13,400 円
	入場料を徴収する場合		幸・高津・ 麻生	18,900 円	28,100 円	33,600 円	80,600 円
小体育室			幸・高津	3,500 円	5,100 円	6,200 円	14,800 円
			麻生	2,500 円	3,700 円	4,500 円	10,700 円
第 1 武道室			高津 麻生	900 円	1,500 円	1,800 円	4,200 円
第 2 武道室			高津 麻生	900 円	1,500 円	1,800 円	4,200 円
研修室			高津 麻生	1,600 円	1,900 円	2,500 円	6,000 円
第 1 研修室			幸	1,100 円	1,600 円	2,000 円	4,700 円
第 2 研修室			幸	800 円	1,100 円	1,700 円	3,600 円
第 3 研修室			幸	1,100 円	1,600 円	2,000 円	4,700 円

- （注）1. 土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
に使用するときは、規定使用料の 2 割相当額を増徴します。
2. 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間 1 時間（30 分未満は切り捨て、30 分
以上は 1 時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における使用料の 2 割相当額を
増徴します。

表 6-12 東京都渋谷区スポーツセンター料金表（貸切利用 屋内施設）

施設名		午前 (9:00～12:00)	午後1部 (13:00～15:00)	午後2部 (15:30～17:30)	夜間 (18:00～21:00)
大体育室	片面	9,600円	8,000円	8,000円	14,400円
	全面	19,200円	16,000円	16,000円	28,800円
小体育室		6,800円	5,600円	5,600円	10,300円
武道場		3,100円	2,500円	2,500円	4,700円
会議室		900円	800円	800円	1,600円

表 6-13 大阪市此花スポーツセンター料金表

		午前	午後	夜間
第1体育場	平日	1,400円	2,200円	2,900円
	土・日・祝	1,680円	2,640円	3,480円
第2体育場多目的室	平日	1,200円	2,000円	2,800円
	土・日・祝	1,440円	2,400円	3,360円

川崎市および東京都渋谷区の各スポーツセンターでは、団体利用の場合、1時間当たり
に換算した利用料金で比較すると、午前1に対して、おおよそ午後1.25、夜間1.5となっ
ており、また、大阪市此花スポーツセンターでは同じく、午前1に対して、午後1.6、夜間
2.1であり、利用時間帯により料金格差を設けています。さらに、川崎市および大阪市は、
土曜日、日曜日および国民の祝日に使用するとき、規定使用料の2割相当額を増徴する
として、休日料金も設定しています。

これらに対して、横浜市の場合は、全日全時間同一料金としており、料金格差は設けら
れていません。

なお、以下に条例から調べた他都市の施設の利用時間区分による料金設定の有無および
料金格差設定の有無の事例を示します。

表 6-14 他都市施設の条例での利用時間区分による料金設定および料金格差設定

	札幌市	仙台市	川崎市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	福岡市	横須賀市	江戸川区
利用時間区分											
料金格差											
時間帯							×	×		×	
休日		×						×			×

<意見> 「曜日・利用時間帯別の料金設定の検討を求めるもの」

横浜市のスポーツセンターでは利用時間帯や曜日により料金格差を設けていませんが、
料金格差を設けることも一種の受益者負担の原則に応じた措置であると考えられることか
ら、利用時間帯や曜日による料金格差の設定を検討することが望まれます。（教育委員会
事務局）

4 . 利用者数および利用率

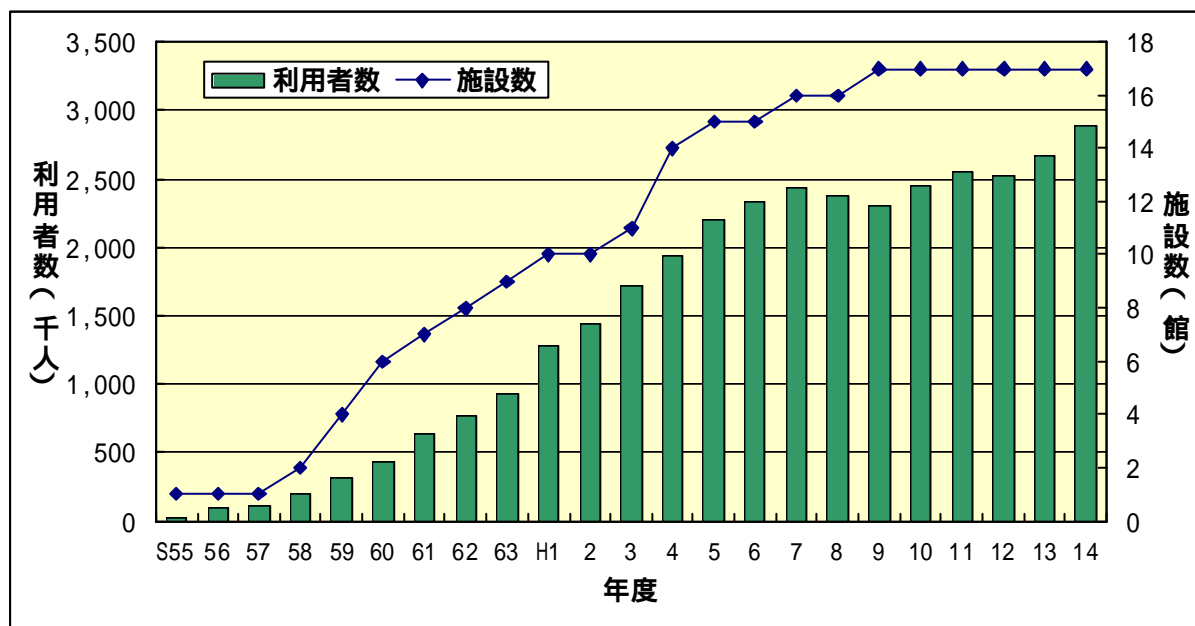
昭和 55 年の港南スポーツセンターの開設以来、現在までの利用者数の年度別推移は次のとおりです。

表 6-15 開業以来の利用者数の推移

年度	昭和 55 年度	56 年度	57 年度	58 年度	59 年度	60 年度	61 年度	62 年度	63 年度	平成 元年	2 年	3 年
利用者数(千人)	21	97	114	201	306	440	642	761	924	1,285	1,438	1,717
施設数(館)	1	1	1	2	4	6	7	8	9	10	10	11
開館施設	港南	-	-	旭	港北 戸塚	金沢 緑	磯子	瀬谷	鶴見	保土ヶ 谷	-	栄

年度	平成 4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	合計
利用者数(千人)	1,936	2,206	2,336	2,431	2,374	2,303	2,457	2,554	2,525	2,664	2,891	34,635
施設数(館)	14	15	15	16	16	17	17	17	17	17	17	-
開館施設	中・南・ 泉	神奈川	-	青葉	-	西	-	-	-	-	-	-

グラフ 6-1 スポーツセンターの整備と利用者数の推移



平成 9 年度を底にして、17 施設の完成以来再び利用者数が増加に転じていることが分かります。この増加の理由は、平成 13 年度に毎週月曜日の休館を月 1 回の月曜日休館に変更して開館日数を増加させたこと、平成 14 年度に土曜日の小中学生および高校生の利用を無料としたことがあげられます。

利用コマ数を総利用可能コマ数で割った利用率(稼働率)の推移は以下のとおりです。

表 6-16 体育室のみの利用率推移（平成 10 年度～14 年度）（％）

スポーツセンター	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
鶴見	90.4	89.1	88.1	87.6	85.7
神奈川	94.1	94.3	95.2	94.2	92.4
西	91.8	96.6	98.0	97.5	95.3
中	82.5	80.4	82.8	81.1	78.0
南	93.0	93.1	94.0	92.0	93.0
港南	88.7	90.5	91.7	91.8	90.9
保土ヶ谷	91.2	91.7	90.8	88.8	89.3
旭	95.8	91.8	91.1	90.4	88.6
磯子	87.7	89.0	89.4	88.8	89.9
金沢	87.0	88.6	88.4	88.4	88.2
港北	89.4	93.0	92.3	92.0	92.2
緑	91.1	89.6	91.9	90.1	91.3
青葉	92.8	94.5	93.9	92.9	93.2
戸塚	94.7	95.8	92.7	93.2	93.8
栄	96.1	95.8	96.0	95.4	95.2
泉	82.0	84.2	84.9	88.2	86.2
瀬谷	87.8	88.0	89.5	88.8	88.2
合計	90.4	90.9	91.2	90.7	90.1

上記の表の体育室のみの利用率は、スポーツセンター全体で 90%強を維持しています。

しかし、ここで計算されている稼働率は、利用コマ数を総利用可能コマ数で割り返したものであることから、例えば体育室を 1 人で個人利用するといった不効率な利用でも等しく利用コマ数にカウントされるため、見かけの有効利用の数値が大きく算定される結果となり、必ずしも施設の有効利用の判断の基礎とはなり得ないと考えます。

そこで、スポーツセンターのような利用料金設定施設においては、収入額をもって利用率を算定すべきです。具体的には、利用可能最大収入額に対する実際利用料金収入の比率で有効利用度を計ります。

ここでは各スポーツセンターの室別の利用料金収入がデータとして入手できなかったため、下表にて緑スポーツセンターの体育室合計についてのみ、利用可能最大収入額による利用率の算出と利用コマ数による稼働率との比較を行ってみます。

表 6-17 利用可能最大収入額による利用率と利用コマ数による稼働率との比較

区分	1日当たり 最大利用 コマ数	利用単価 (円) (注1)	開館 日数	年間最大 収入 (千円)	年間利用 料金収入 (注2)	収入額 利用率 ÷	利用コマ 数稼働率	差異
緑	第1体育室	4コマ	6,000	345	8,280	-	88.6	-
	第2体育室	4コマ	3,000	345	4,140	-	99.9	-
	第3体育室	4コマ	1,500	345	2,070	-	85.4	-
	体育室合計	-	-	-	14,490	12,031	83.0	91.3

(注) 1. 貸切利用で入場料等を徴収しない場合の利用料金としています。

2. 体育室合計の年間利用料金収入は、次の計算により求めています。よって、附帯設備利用料金も含まれています。

(単位：千円)	
緑スポーツセンター平成 14 年度利用料金収入合計（消費税込み）	19,635
研修室利用料金収入（有料利用コマ数から計算）	378
トレーニング室利用料金収入（有料利用者数から計算）	7,225
差引（体育室合計の利用料金収入と見なす）	12,031

前表から、利用コマ数による稼働率では 91.3%だったものが、収入額により計算する稼働率では 83.0%と、8.3 ポイントの差があることが分かります。

この原因としては、

少人数の個人利用も団体利用と同じコマ数でカウントしている。

一部に利用料金減免の利用が含まれている。

土曜日の小中学生および高校生の無料利用が含まれている。

ことが考えられます。

この収入額による利用率から、まだ増収の余地が残されているということが言えます。

また、室別の収入額による利用率を計算するために、西、緑および戸塚の各スポーツセンターについて過去 5 年分の室別および附帯施設の利用料金収入データの提示を求めたところ、統計資料がないとのことで入手できませんでした。民間のホテルでは部屋毎の収入の把握は有効利用を図る上で必須のデータとなっており、室別および附帯設備の利用料金収入の把握に努めるべきです。

<意見> 「利用の実態を表す収入額基準による稼働率の把握を求めるもの」

スポーツセンターにおいては、利用状況を把握し増収を図るための指標として利用コマ数による稼働率を算出していますが、利用コマ数による稼働率だけでは有効利用の指標としては不十分です。施設の有効利用の指標として稼働率を計算する場合、スポーツセンターのような利用料金設定施設においては、利用の実態を表わす収入額基準による稼働率も算定すべきです。そのために、現状では把握されていない室別および附帯設備の利用料金収入の把握が必要です。(教育委員会事務局)

5 . スポーツセンターの民間との競争

(1) 最近5年間の収支の推移

事業団のスポーツセンターの管理運営にかかる収支は、スポーツセンター受託事業を一般会計、スポーツセンター施設を使った自主事業を特別会計としてそれぞれ区別して決算しているため、この2会計を合算したものが以下の表です。

表 6-18 最近5年間のスポーツセンター収支合計の推移 (単位：千円)

	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	合計
一般会計収入	1,417,769	1,435,049	1,375,060	1,398,780	1,528,131	7,154,791
委託料収入	1,162,204	1,162,204	1,101,987	1,112,655	1,172,787	5,711,838
利用料収入	255,565	272,845	273,072	286,125	355,343	1,442,953
一般会計支出	1,412,470	1,425,918	1,421,259	1,417,610	1,518,716	7,195,975
人件費	725,043	753,821	726,688	724,926	721,857	3,652,335
管理費	687,426	672,097	694,571	692,683	796,859	3,543,639
一般会計収支差額	5,299	9,130	46,199	18,829	9,414	41,183
自主事業特別会計収入	270,666	284,450	297,917	322,278	349,690	1,525,003
テニスコート	12,877	13,647	9,682	12,361	12,200	60,769
テニス教室	2,127	3,823	3,354	3,356	3,570	16,232
スポーツスタジオ	5,682	5,577	5,934	6,042	6,620	29,856
スポーツ教室	152,629	158,701	166,321	176,406	192,885	846,944
材料費等	5,465	5,406	5,149	4,700	3,932	24,655
自動販売機	21,745	23,482	24,136	27,476	32,806	129,645
駐車場	69,249	70,945	79,937	87,659	94,817	402,609
体脂肪計	890	613	385	297	397	2,584
インラインコート	0	2,252	3,015	3,978	2,459	11,705
自主事業特別会計支出	188,549	200,667	204,920	227,277	235,977	1,057,392
テニスコート	10,352	6,708	6,675	8,358	12,081	44,176
テニス教室	1,366	2,165	1,783	2,122	2,200	9,638
スポーツスタジオ	7,007	7,035	7,195	4,853	4,756	30,848
スポーツ教室	134,358	140,189	109,253	141,787	158,088	683,677
スポーツイベント	2,556	4	2,523	2,556	2,626	10,266
材料費等	3,120	4,926	2,787	3,253	3,483	17,570
自動販売機	2,062	2,340	2,358	2,670	2,592	12,023
駐車場	27,573	33,069	71,681	60,224	47,923	240,471
インラインコート	153	4,228	662	1,451	2,223	8,719
自主事業特別会計収支差額	82,117	83,782	92,997	95,001	113,712	467,611
総収入	1,688,436	1,719,500	1,672,977	1,721,059	1,877,821	8,679,795
総支出	1,601,019	1,626,586	1,626,179	1,644,887	1,754,694	8,253,367
収支差額	87,417	92,913	46,797	76,171	123,127	426,427

この表で分かることは、最近5年間の一般会計の収支差額の累計額は41,183千円の赤字ということです。これに対して、自主事業の特別会計収支差額は467,611千円の黒字で、これが一般会計の赤字を補填し、本部機構としての事務局費を賄うために一般会計へ繰出支出しています。

次に、特別会計として処理しているスポーツセンター施設を使った自主事業のそれぞれの収支差額の推移を以下に示します。

表 6-19 自主事業特別会計収支差額の内訳 (単位：千円)

種類	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	合計
自主事業特別会計収支差額	82,117	83,782	92,997	95,001	113,712	467,611
テニスコート	2,524	6,939	3,007	4,003	118	16,592
テニス教室	761	1,658	1,570	1,234	1,369	6,594
スポーツスタジオ	1,325	1,457	1,260	1,188	1,863	991
スポーツ教室	18,270	18,511	57,068	34,619	34,797	163,267
スポーツイベント	2,556	4	2,523	2,556	2,626	10,266
材料費等	2,345	479	2,362	1,447	449	7,084
自動販売機	19,683	21,141	21,778	24,805	30,214	117,622
駐車場	41,676	37,876	8,255	27,434	46,894	162,137
体脂肪計	890	613	385	297	397	2,584
インラインコート	153	1,975	2,352	2,526	235	2,986

この表からは、自主事業の主な収益源がスポーツ教室、自動販売機および駐車場の3つの事業であることが分かります。

(2) 各スポーツセンターの収支の状況

過去5年間の各スポーツセンターにおける収支差額の推移を以下に示します。

表 6-20 各スポーツセンター収支差額の推移 (単位：千円)

	収支	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	合計
鶴見	一般会計収支差額	5,612	7,929	759	2,486	30	16,758
	自主事業会計収支差額	4,270	4,639	4,090	3,244	6,537	22,783
	収支差額	1,341	3,290	3,330	757	6,568	6,024
神奈川	一般会計収支差額	11,290	3,603	1,314	1,909	4,654	9,644
	自主事業会計収支差額	6,181	6,194	7,954	6,153	7,036	33,519
	収支差額	5,109	2,591	6,639	8,063	11,690	23,875
西	一般会計収支差額	43,405	43,361	2,851	22,245	3,516	58,153
	自主事業会計収支差額	4,604	5,443	3,772	4,179	5,940	23,939
	収支差額	48,009	48,805	920	18,066	2,423	82,092
中	一般会計収支差額	302	3,535	4,955	2,770	3,708	179
	自主事業会計収支差額	499	627	583	899	177	634
	収支差額	801	4,162	4,371	3,669	3,531	454
南	一般会計収支差額	4,754	6,781	1,382	2,844	4,827	17,825
	自主事業会計収支差額	9,566	11,485	9,790	9,143	11,354	51,340
	収支差額	14,320	18,266	8,408	11,987	16,182	69,165
港南	一般会計収支差額	5,157	8,148	4,168	1,280	53	18,701
	自主事業会計収支差額	2,566	2,209	6,457	5,427	6,644	23,304
	収支差額	2,591	5,938	2,288	4,146	6,698	4,603
保土ヶ谷	一般会計収支差額	1,243	68	622	3,194	1,210	3,780
	自主事業会計収支差額	22,740	18,919	19,934	18,799	20,675	101,069
	収支差額	21,496	18,988	19,312	15,604	21,886	97,288

	収支	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	合計
旭	一般会計収支差額	1,102	2,102	1,829	69	18,890	23,854
	自主事業会計収支差額	6,599	8,111	9,526	9,134	10,206	43,579
	収支差額	5,497	6,009	7,697	9,204	8,684	19,724
磯子	一般会計収支差額	2,512	5,630	3,277	703	3,781	8,342
	自主事業会計収支差額	1,869	2,072	5,773	3,754	3,871	17,341
	収支差額	643	3,558	2,495	3,051	7,653	8,998
金沢	一般会計収支差額	1,063	1,437	3,699	4,963	686	551
	自主事業会計収支差額	1,705	1,513	3,907	7,953	10,141	17,407
	収支差額	641	76	7,607	12,917	10,827	16,855
港北	一般会計収支差額	919	47	1,988	2,306	260	5,426
	自主事業会計収支差額	2,839	1,960	3,340	689	3,100	10,551
	収支差額	3,758	1,913	5,329	1,616	3,360	15,978
緑	一般会計収支差額	3,241	2,686	2,543	6,222	534	1,714
	自主事業会計収支差額	2,403	2,304	4,806	3,883	4,773	18,171
	収支差額	838	381	2,262	10,106	5,307	16,457
青葉	一般会計収支差額	4,022	807	4,687	3,471	1,557	5,172
	自主事業会計収支差額	3,250	3,370	5,578	4,524	4,573	21,298
	収支差額	7,273	4,177	891	7,996	6,131	26,470
戸塚	一般会計収支差額	8,540	4,746	460	8,565	206	22,106
	自主事業会計収支差額	6,944	6,616	6,171	5,231	6,823	31,787
	収支差額	1,596	1,870	5,710	3,334	7,030	9,680
栄	一般会計収支差額	2,734	816	1,376	1,535	3,928	7,638
	自主事業会計収支差額	3,801	3,168	5,517	4,334	4,811	21,633
	収支差額	6,535	3,984	4,141	5,870	8,740	29,271
泉	一般会計収支差額	5,638	6,994	4,525	3,279	3,803	10,074
	自主事業会計収支差額	7,936	7,743	7,631	6,995	8,842	39,150
	収支差額	2,298	749	3,105	10,275	12,646	29,075
瀬谷	一般会計収支差額	3,595	3,009	5,755	426	3,096	8,837
	自主事業会計収支差額	17	1,322	2,657	2,449	4,757	11,204
	収支差額	3,578	1,686	3,098	2,875	7,853	2,366
合計	一般会計収支差額	5,299	9,130	46,199	18,829	9,414	41,183
	自主事業会計収支差額	82,117	83,782	92,997	95,001	113,712	467,611
	収支差額	87,417	92,913	46,797	76,171	123,127	426,427

各スポーツセンターの収支差額は、5年間合計額で見ても保土ヶ谷の97,288千円の黒字から港北の15,978千円の赤字までバラバラです。各スポーツセンターによってその自主事業の内容に相違があるため、収支がデコボコするのは当然と思われるのですが、それにしても絶対額でおおよそ1億円の相違があるということは、スポーツセンター毎の個別の収支管理が行われていないと判断せざるを得ません。

<意見>「スポーツセンター毎の個別収支管理の強化を求めるもの」

各スポーツセンターの収支差額にかなりのバラつきがあります。スポーツセンター毎の個別収支管理を強化して、管理運営上の収支の改善に努めることが必要です。(教育委員会事務局)

(3) 事業の種類別セグメント

スポーツセンターにかかる平成 14 年度の収支について、これを「事業の種類別のセグメント（区分）情報」として以下に作成してみました。この事業の種類別セグメント（区分）情報は民間上場企業の財務開示情報として有価証券報告書等でその作成・開示が義務付けられているものです。

ここではスポーツセンターの運営を単独の事業として位置付け、運営する事業の種類別の区分については、横浜市から施設の管理運営を受託する受託事業と、事業団独自の自主事業の2つとしてみました。自主事業と位置付けられている駐車場事業については、駐車場施設の運用そのものであり、そこには何らの事業団の付加価値が加えられていないところから、これがスポーツ教室を主催するといった事業団の他の自主事業とは異なるため、これを敢えて受託事業に含めてみました。

表 6-21 平成 14 年度の事業の種類別セグメント情報 (単位：千円)

	スポーツセンター運営事業					
	受託事業			自主事業 (特別会計)	事務局費 (一般会計)	事業計
	施設利用 (一般会計)	駐車場 (特別会計)	計			
収入	1,528,131	94,817	1,622,948	254,872	-	1,877,820
委託料収入	1,172,787	-	1,172,787	-	-	1,172,787
利用料収入	355,343	94,817	450,161	254,872	-	705,033
支出	1,518,716	47,923	1,566,639	188,054	(注2)	1,754,693
人件費	721,857	(注1)	721,857	(注1)	(注2)	721,857
管理費	796,859	47,923	844,782	188,054	(注2)	1,032,836
収支差額	9,414	46,894	56,309	66,818	-	123,127

(注) 1. 事業団の特別会計では人件費を負担していません。

2. スポーツセンター運営事業が負担することとなる事務局費です。

上記の表で、先に説明した最近5年間のスポーツセンター収支合計の推移における受託事業の赤字、自主事業の黒字ならびに事務局費の負担関係が分かります。これによって、スポーツセンター運営の事業収支をイーブンとするためには事務局費が123百万円の範囲内に収まらなければならず、単独事業として成立するかどうかについて、これをもって判断することができます。

(4) 駐車場事業の取扱い

スポーツセンターの有料駐車場事業は、事業団の自主事業として取り扱われ、毎期経常的に利益を計上しています(表 6-19 自主事業特別会計収支差額の内訳 参照)。これは、事業団が駐車場に機械設置あるいは人的措置を施し駐車料金を徴収することが有効な施設については、財政的支援の観点から事業団の自主事業として行うことを教育長が認め、駐車場を行政財産とし無償で事業団に使用許可を与えているためです。

しかしながら、事業団は毎期収支差額が余剰を計上しており、正味財産は平成 14 年度末で18億4千2百万円、正味財産比率55.2%であり、財政的支援を必要とする状態にはありません。また、西区スポーツセンターは建物1階に26台分の屋内駐車場(24台分は3段機械式)を市が設置しており、事業団は人的措置以外に資本投下はしていません。

スポーツセンターの駐車場は、施設利用者の駐車場ニーズへの対応および施設利用者へ

のサービス向上の一助として設置されたスポーツセンターとは不可分の附属施設であり、利用者も施設利用者に限定していることから、これを委託事業としているスポーツセンターと別の取扱いとすることは不合理であり、民間企業では到底考えられません。駐車場事業は、実質的に施設の維持管理・運営委託であり、本来的には駐車場をスポーツセンターと一体の公の施設とし、スポーツセンターの委託料算定に加味するべきであると考えます。

仮にこのように捉えると、平成 14 年度では、駐車場事業の収支差額 4 千 6 百万円分の委託料が多く事業団に支払われたこととなります。

<意見>「駐車場事業を委託料算定に加味することを求めるもの」

スポーツセンターの有料駐車場事業は、財政的支援の観点から自主事業として行うことを教育長が認め、駐車場を行政財産とし、無償で事業団に使用許可を与えており、事業団では毎期経常的に収支差額の余剰を計上しています。

しかしながら、事業団は財政的支援を必要とする状態にはなく、駐車場事業は、実質的にスポーツセンターとは不可分の附属施設の維持管理・運営委託であることから、本来的には駐車場をスポーツセンターと一体の公の施設とし、委託料算定に加味するべきであると考えます。(教育委員会事務局)

(5) 民間との競争

スポーツセンター全 17 施設および事業団のスポーツセンター担当の本部事務局を 1 つの単独事業体として捉えるならば、売上高 19 億円、従業員約 170 名の中堅規模の会社と言うことができます。

事業団においては、横浜国際総合競技場は、これを事業部門としての位置付けを明らかにして、競技場長以下の事業形態で運営されており、会計は国際総合競技場特別会計とされています。しかしながら、スポーツセンターは、17 施設の全てが事業団の本部事務局の下に置かれ、その会計は事務局を含んだ一般会計で処理されています。さらに、この一般会計には、スポーツセンターのほかに平沼記念体育館、横浜文化体育館および屋外活動施設も含まれています。そこで、民間と競争するには、スポーツセンター運営の効率化および透明性を高めるため、その事業形態および会計は次のようになるのではないかと考えます。

スポーツセンター全 17 施設は利用料金制を採る同じコンセプトの類似施設です。これを単独事業として運営するとしたら、全施設を統一的な運営方針のもとで一体的に管理するためには、民間企業で採用している地区別事業部制をイメージした、統括責任者となる事業部長を置いた事業形態となるのではないかと考えます。事業部長を置いた事業部門としての位置付けを明らかにすることによって、事業の方向性が合わせやすくなり、事業部の責任権限が明確になり、各スポーツセンターの評価やコントロールが容易になります。

なお、スポーツセンターは、事業会社ならば株式公開が可能な規模であり、ビジネス分野です。提供するサービスの採算性が確保できるなら、現時点でも民間化が十分可能であると考えます。

スポーツセンター運営受託事業は、事業団の一般会計で処理されています。これは、組織上この事業が事業部門として分離されず、事務局所管となっていることと無関係ではありません。事務局から独立している横浜国際総合競技場は特別会計で扱われており、単独事業としての収支が把握できる形になっています。スポーツセンター運営事業のうちの自主事業が一般会計から切り離されて、特別会計で処理されているために、前述のとおり、事業団の決算書からスポーツセンター運営事業全体の収支の状況を読み取ることができま

せん。単独の事業形態とすることによって、その事業収支を他の施設のものから独立して区分することができ、スポーツセンター運営事業の透明性を高めることが可能になります。

<意見>「スポーツセンター運営事業全体の収支の明示を求めるもの」

都筑区を除いた 17 区の全てに各区 1 つのスポーツセンターがあり、それらは利用料金制を採る同じコンセプトの類似施設です。民間企業のベースでこれを見れば、株式公開が可能な会社規模であり、ビジネス分野です。しかしながら、施設を管理している事業団の決算書からは、ビジネス活動、収支状況、事業規模等それぞれの大きさが読み取れません。17 もの施設があることを考えると、全施設を統一的な運営方針のもとで一体的に管理するためには、統括責任者となる事業部長を置いた事業部門としての位置付けが必要であり、スポーツセンターの管理運営を独立した事業形態で行うことの検討が望まれます。このような事業形態とすることによって、スポーツセンターの事業収支を、他の施設のものから独立して区分することができ、スポーツセンター運営事業の透明性を高めることが可能になります。（教育委員会事務局）

6. スポーツセンターの行政コスト計算書

(1) 平成14年度の行政コスト計算書

表6-22 スポーツセンターの行政コスト計算書

項目	平成14年度	
	金額(千円)	百分比(%)
人にかかるコスト	764,884	27
物にかかるコスト	1,622,577	58
その他のコスト	417,881	15
行政コスト総額	2,805,343	100
利用料収入等	705,034	25
差引一般財源負担額	2,100,309	75

(2) 行政コストの財務指標

発生主義会計に基づいたスポーツセンターにかかるトータルコスト計算によって、市民が受けるサービスとコスト負担の関係を明らかにすることができ、また、以下のような財務指標を用いて行政活動の効率性を検討することができます。

表 6-23 行政コストの財務指標

財務指標	計算式	計算式	数値
性質別 行政コスト計算	$\frac{\text{人にかかるコスト}}{\text{行政コスト総額}}$	$\frac{764,884\text{千円}}{2,805,343\text{千円}}$	27%
	$\frac{\text{物にかかるコスト}}{\text{行政コスト総額}}$	$\frac{1,622,577\text{千円}}{2,805,343\text{千円}}$	58%
市民1人当たりの 行政コスト計算	$\frac{\text{差引一般財源負担額}}{\text{市民数}}$	$\frac{2,100,309\text{千円}}{3,507,157\text{人}}$	599円
単位指標当たりの 行政コスト計算	$\frac{\text{行政コスト総額}}{\text{利用者数}}$	$\frac{2,805,343\text{千円}}{2,891,806\text{人}}$	970円
	$\frac{\text{差引一般財源負担額}}{\text{利用者数}}$	$\frac{2,100,309\text{千円}}{2,891,806\text{人}}$	726円
行政コスト対 有形固定資産比率	$\frac{\text{行政コスト総額}}{\text{有形固定資産}}$	$\frac{2,805,343\text{千円}}{34,336,902\text{千円}}$	8%
収入項目対 行政コスト比率	$\frac{\text{利用料収入}}{\text{行政コスト総額}}$	$\frac{705,034\text{千円}}{2,805,343\text{千円}}$	25%

(注) 表右端の「数値」は四捨五入しています。

(3) 行政コスト分析

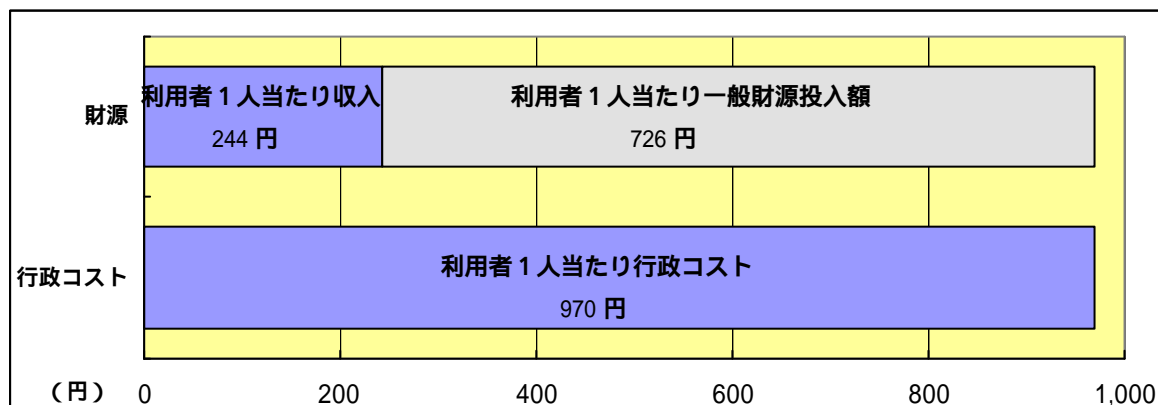
性質別行政コスト：スポーツセンターを管理運営するための行政コスト総額は、事業団のみの事業費支出ベース（一般会計のうちスポーツセンター該当部分）の1,754,694千円より1,050,649千円多い2,805,343千円となり、そのうち、人にかかるコストの割合は27%であり、物にかかるコストの割合は58%となっています。行政コストの「人にかかる

コスト」や「物にかかるコスト」などの性質別コストおよびその財務指標を毎年比較することによって、提供したサービス内容の変化を把握でき、また、この性質別コストおよび財務指標を目標管理の数値として用いることによって、コスト削減のための予算統制が可能となります。

市民1人当たり行政コスト：スポーツセンターの行政コストを市民1人当たりが負担している額は、利用料金収入等控除後の差引一般財源負担額で599円となっています。一般的に、施設を管理運営するために、利用料収入等で賄えないコストについては一般財源（市税）が充てられます。このコストを類似している他のスポーツ関連施設のそれと比較することによって、その負担の軽重が分かります。

単位指標当たりの行政コスト：スポーツセンターの利用者が受けるサービスの行政コストは利用者1人当たり970円、そのうち、利用者が負担している部分は利用者平均で244円であり、残りの726円は一般財源が負担しています。このような行政サービスを必要とする人と、必要としない人の双方がいる場合、受益者負担の原則に則り利用者から管理運営のコストの一部を負担してもらうために利用料金を徴収しています。そこで、以下に利用料金の負担割合の高低を示しています。

グラフ6-2 単位指標当たりの行政コスト



行政コスト対有形固定資産比率：スポーツセンター17施設の平成15年3月末の有形固定資産金額（建物は減価償却後）は次のとおりです。

内 訳	金 額
建 物 等	22,828,232 千円 (当初建設費 29,776,055 千円)
土 地	11,508,670
有形固定資産合計	34,336,902

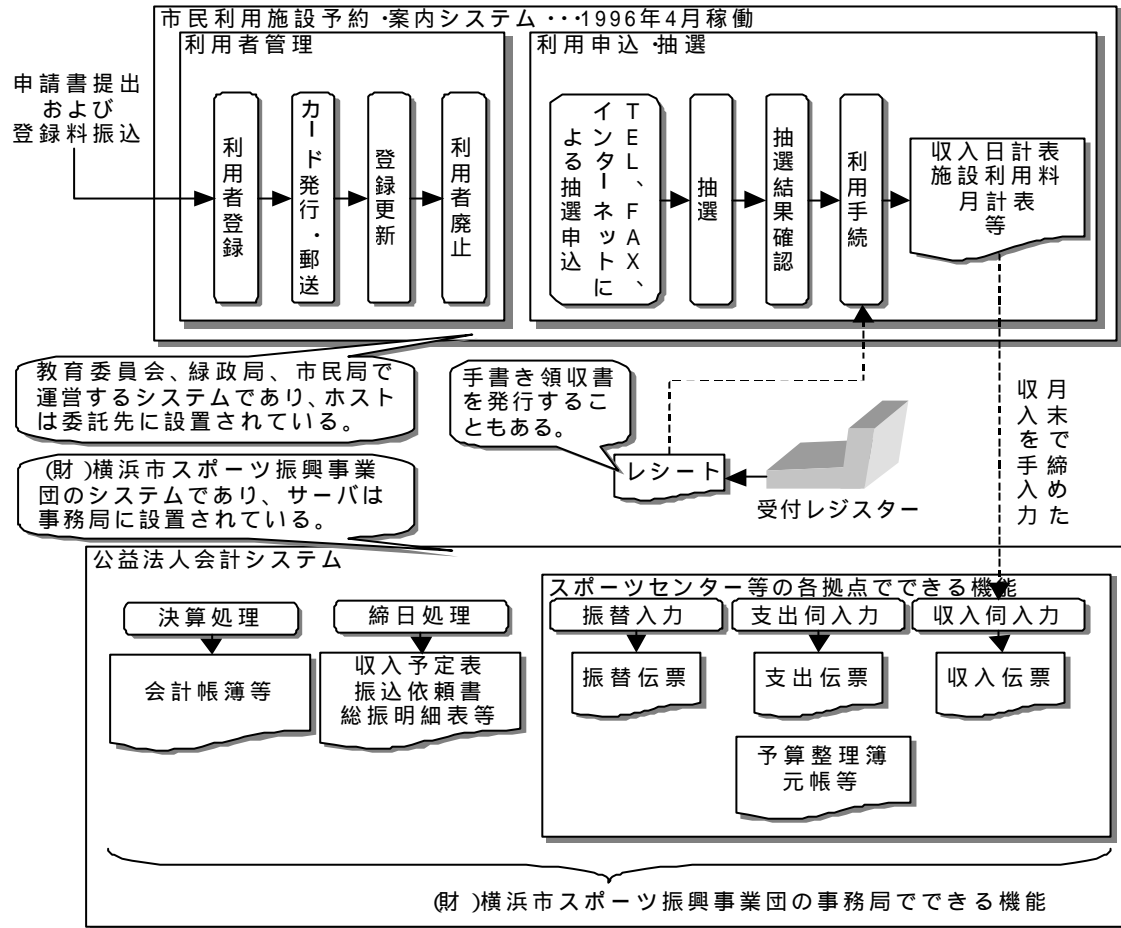
したがって、スポーツセンターという資産（ハード）に投ぜられた財源に対する行政コストの割合は8%となります。この比率は、資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているかを知る上で参考となる指標です。また、各行政分野におけるハード、ソフトの両面にわたるバランスのとれた財源配分を検討する上でも参考になるものと考えられます。

収入項目対行政コスト比率：スポーツセンターの行政コストのうち、利用料収入等により賄えているのは全体の25%であり、残りの75%のコストについては一般財源が負担しています。この一般財源の負担が大きい小さいかは、その施設が提供している行政サービスとの比較で考えますが、行政サービスの効用が一定であると仮定するならば、行政コストの削減および利用料収入等の増加が一般財源の負担を軽減するという関係が成り立つことが分かります。

7. 出納・資金の管理

(1) スポーツセンターのシステム全体像

図 6-3 スポーツセンターのシステム全体像



(2) 収納にかかる公印、領収書の管理

スポーツセンターでは、利用料金を収納した際に受付のレジスターより発行されるレシートを利用者に渡すため、通常の場合には領収書を発行しません。しかし、利用者より領収書の発行を依頼された場合には、手書きの領収書を発行しています。領収書発行の際には事業団の公印を使用しますが、事業団が定める「公印（事業所長印）の取扱い」では、公印使用については文書決裁が必要であり、領収書等の定例的な文書については、定例決裁簿を使用することもできると規定しています。

実地調査の結果、緑スポーツセンターについては、領収書発行の際の公印使用に際して、文書決裁もしくは定例決裁簿の作成・承認手続きが行われていませんでした。「公印（事業所長印）の取扱い」に従い、文書決裁もしくは定例決裁簿の作成・承認手続きが必要になります。

また、領収書の発行管理方法について事業団では詳細な規程が設けられておらず、実地

調査したスポーツセンターの間では、統一的な事務手続きが行われていませんでした。以下の事項に留意して規程の整備・運用が必要です。

複写式であること	複写式にするのは領収書控に領収書と異なる金額等が記入されるものを防止するため。
書き損じの帳付け保管	書き損じた領収書を領収書控えに帳付け保管して、二重発行を防止するため。
連番管理すること	連番管理は未使用分について不正使用を防止するため。
金額、相手先、日付、代金内容等の記入を必ず行うこと	不正な利用を防止するため。
金額記入に関しては、金額の先頭に「¥」もしくは担当者印を記入すること	金額の変造、不正利用を防止するため。
レシートを回収すること	領収書の二重発行を防止するため。

実地調査日において、領収書の発行控えを通査したところ、西スポーツセンターにおいて相手先の記入がないものや、金額に「¥」もしくは担当者印の記入がないものが多数見受けられました。また、レシートの回収が行われていないものが緑スポーツセンターでは2件、西スポーツセンターでは多数見受けられました。

<意見>「公印および領収書管理の強化を求めるもの」

緑スポーツセンターでは、領収書発行の際の公印使用について、文書決裁もしくは定例決裁簿の作成・承認手続きが行われておらず、西および緑スポーツセンターでは領収書の発行管理方法に不備がありました。

領収書発行において公印を使用する場合には、文書決裁もしくは定例決裁簿の作成・承認手続きが必要となること、および、領収書の発行管理方法については、スポーツセンターで統一的な事務のための規程を整備し、規程に基づいた事務手続を行わせるよう受託者に指導する必要があります。（教育委員会事務局、西区および緑区）

（3）回数券等の管理

スポーツセンターで販売している回数券等には、トレーニング室回数券、駐車場利用券およびプール回数券の3種類があります。この回数券等の管理状況をスポーツセンターで聴取し実地調査を行ったところ、次のような管理上の問題点が検出されました。

緑スポーツセンターでは、トレーニング室回数券のうち、大人用回数券の実査は行われているものの、小中学生用の回数券の実査は行われていませんでした。西スポーツセンターの2階にあるプール回数券の自動販売機のうち1台は、その設置以後一度も実査を行ったことがありませんでした。

また、西スポーツセンターではプール回数券は、1階の事務所で一旦これを受入れて保管し、販売に必要な枚数を2階の自動販売機に適宜に投入していますが、この払出に関する記録がありませんでした。1階の事務所と2階の自動販売機の在庫がそれぞれ何枚あるのかを正確に把握しておくためには、受払の記録は必要になります。

西スポーツセンターでは、駐車場利用券の5,000円券について実地調査日において実査を行ったところ、実査枚数と帳簿枚数に差異が生じていました。このような差異が生じた

理由について調査が必要です。

回数券等の取扱いについては、現金同等物として現金と同様の管理を行わなければなりません。事業団では詳細な規程が設けられておりません。スポーツセンターでの事務処理の統一化を図るためにも具体的な規程を定める必要があります。

<意見>「回数券等の管理について改善を求めるもの」

回数券等の実査について、西および緑スポーツセンターではその実査範囲が不十分でした。また、西スポーツセンターでは回数券等の一部について受払の記録が行われておらず、今回の実地調査日に行った実査では差異が生じており調査が必要です。

回数券等について、現金と同様の管理を行い、各スポーツセンターでの手続を統一するために回数券等に関する具体的な規程を定め、規程に基づいた事務手続を行わせるよう受託者を指導する必要があります。（教育委員会事務局、西区および緑区）

（４）利用料金の納金管理

スポーツセンターでは、当日の収入料金を精算レシートの金額と照合した後に金庫に保管し、翌日、スポーツセンター名義の銀行預金口座に入金します。この預金口座の通帳には各営業日の入金額が記帳され、本部への振込までの管理をスポーツセンターが行っています。その後、スポーツセンターの預金口座から事業団本部の預金口座あてに、利用料金1ヶ月分がまとめて振り込まれます。なお、事業団本部からその預金口座にスポーツセンターの小口経費用の資金が振り込まれています。

資金の不正・流用を防止するという内部統制上の観点からは、利用料金の納金用口座と小口経費用の資金口座は別にすべきです。スポーツセンターの管理運営を事業団に委託し、利用料金を事業団の収入としていますが、利用料金は準公金的な資金です。小口経費用資金との混同を防止するためには口座を分けるべきであると考えます。

また、利用料金を本部が回収する手続は、スポーツセンターが行うのではなく、本部のみが行うべきものと考えます。預金口座には最大1ヶ月分の利用料金が残高として残ります。資金の流用を防止するためには、スポーツセンターでは利用料金の預金口座への預け入れ事務だけとし、払い出し印鑑を本部で管理する等の方法により、同預金口座からの引出しは本部のみが行えるようにすべきです。

<意見>「利用料金を扱う預金口座の管理方法の改善を求めるもの」

スポーツセンターでは、利用料金を各スポーツセンター名義の預金口座に入金し、1ヶ月分をまとめて本部の口座に振り込みます。この預金口座には本部から小口経費用の資金が振り込まれています。

資金の混同・流用を防止するために、スポーツセンターにおける預金口座は、利用料金の納金口座と小口経費用の資金口座とに分けること、および、スポーツセンターでは利用料金の預金口座への預け入れ事務だけとし、同預金口座からの引出しは本部のみが行えるようにすることを受託者に指導する必要があります。（教育委員会事務局、西区、緑区および戸塚区）

8 . 物品管理

(1) 台帳管理

スポーツセンターの管理運営については、各区が事業団に委託しており、「横浜市スポーツセンターの管理運営委託契約書」によると、事業団が受託費で購入した物品は横浜市の所有物となり、委託者である区は本来その管理を行わなければならない、委託契約上、物品の管理についても事業団に委託しているものと解釈されます。

そのため、事業団は横浜市物品規則に準じて平成 12 年 8 月から備品台帳の整備に取り掛かっています。

そこで、備品台帳を調査した結果、備品台帳には、品名、メーカー名、品番（規格・形状等）、購入価格、保管室名、受入年月日等を記載することになっていますが、これらの項目が一部記載されていないものが見られました。また、備品台帳の記載内容を検証するために、現地調査を行ったスポーツセンターにおいて現物突合を行ったところ、どのスポーツセンターにおいても、下表のとおり不突合等が多数発見されました。これでは、備品台帳が十分に整備されているとは言えず、物品管理に資する状態にはありません。

表 6-24 現物照合の結果の要約（西、緑、戸塚のスポーツセンター合計）

	件数
実地照合件数	130
(内訳) 存在を確認できたもの	106
存在しないもの	6
使用見込がなく廃棄すべきもの	1
現物はあるが保管場所の記載が変更されていなかったもの	8
保管場所が変更され確認できなかったもの	9
現物はあるが帳簿に記載のないもの	20
合 計	150

備品管理に関する事業団から区への報告については、緑スポーツセンターにて過去に 1 度だけ区からの依頼により備品管理簿を提出したことがあっただけで、その他のスポーツセンターでは報告されたことはなく、また区からそのような依頼もなかったとのことでした。事業団は、受託者として受託費で購入した横浜市の所有に属する物品の管理状況についての管理責任を果たすために、備品管理簿を委託者である区に提出しなければなりませんし、区はその提出を求める必要があります。

<結果> 「備品台帳の整備および各区への報告を求めるもの」

事業団が受託費で購入した横浜市の所有物である備品の管理台帳を調査した結果、一部記載漏れの項目が見られ、現物突合を行ったところ、不突合等が多数発見されました。台帳に基づいた適切な備品管理ができておらず、各スポーツセンターが早急に備品台帳を完全なものに仕上げよう、各区は受託者を指導しなければなりません。

備品管理に関する事業団から区への報告については、ほとんど報告されたことはなく、また区からそのような依頼もなかったとのことでした。各区は、委託者として物品の管理状況を把握するために、備品管理簿の提出を求めなければなりません。（西区、緑区および戸塚区）

(2) 備品の管理

スポーツセンターにおける現物照合の結果、備品への整理番号を記入した備品整理票の貼付が全く行われていませんでした。横浜市では横浜市物品規則第44条により物品への備品整理票の貼付が義務づけられています。備品整理票は、備品を帳簿管理するために、備品を台帳に関連付けるための整理番号を記したシールで、これを備品に貼付して備品の個別管理を可能とするものです。備品に備品整理票が貼付されていなければ現物確認が困難になるため、実地たな卸や廃棄処理の前提条件として不可欠です。

不用または破損等により備品を廃棄する場合、事業団の経理規程には廃棄または売却することができるかと規定されているだけで、その具体的な手続についての規程ないしはマニュアルがないため、各人もしくは所長の判断によってその処分が行われています。そのため、廃棄等に関する書類が一切なく、承認等の事実関係を事後的に検証することはできませんでした。受託費で購入した備品は横浜市の所有物であることから、横浜市物品規則に則った廃棄処理がなされなければなりません。

<結果>「備品管理の強化を求めるもの」

横浜市物品規則による備品への備品整理票の貼付が全く行われていませんでした。また、不用または破損等により備品を廃棄する場合の規定がなく、廃棄等に関する書類が一切ないため、承認等の事実関係を事後的に検証することはできませんでした。

横浜市の所有物にかかる管理事項については、横浜市物品規則に則り適切に管理するよう受託者を指導する必要があります。(教育委員会事務局、西区、緑区および戸塚区)

(3) 備品の実地たな卸

事業団の経理規程第56条に、「経理事務担当者は、毎会計年度末において現物たな卸を実施し、備品台帳と照合し、その結果を経理責任者(総務部長)に報告しなければならない。」と規定されています。

そこで、往査したスポーツセンターにて実施状況をヒアリングしたところ、昨年度から備品台帳整備のための備品のたな卸を期中に行っているとのことでした。各スポーツセンターは、規定どおりに、毎会計年度末において実地たな卸を実施しなければなりません。ここでいう実地たな卸は、決算作業の一環であり期末における現物残高を確定させる手続きですから本来は会計年度末日に実施すべきものですが、実務上困難が予想されますので、種々の事情を勘案し、できるだけ会計年度末に近い日に実施するべきです。

現在実施されているたな卸は、実地たな卸にかかる実施要領等が整備されていないため、その方法等は各スポーツセンター任せになっており、各人各様の方法で実施され精度にばらつきがあるようです。スポーツセンターの備品は、常に1ヶ所に保管されているとは限らず複数の保管場所を移動しており、その種類も数多くあります。そのため、一定時における備品の有り高を把握するために、相当数の人員が実地たな卸に駆り出され、様々な人によって業務が分担されます。したがって、予め実地たな卸の実施計画を綿密に立て、その趣旨を各担当者に徹底しなければ、たな卸の正確性を期待し得ません。たな卸責任者の下、組織的に、手順どおりにたな卸が実施されるようにするためにはたな卸実施要領は不可欠です。

備品についてのたな卸結果の報告状況をヒアリングしたところ、各スポーツセンターでたな卸結果報告書を作成したことがないとのことでした。結果報告書には、たな卸実施日、実施者、台帳との相違、相違の原因、破損等の現品の状況、廃棄等の必要性の有無、てん末等を記載する必要があり、こうして把握された内容は、以後の備品管理に活用されるべ

きものとなります。各区もこの結果報告書を管理委託者として入手することが望ましいと考えます。

<結果>「備品の実地たな卸要領の作成および実地たな卸の実施を求めるもの」

備品の実地たな卸は、昨年度から備品台帳の整備のために年度中に行っていますが、経理責任者に結果報告はなされていません。また、実地たな卸にかかる実施要領等が整備されていないため、その方法等は各スポーツセンター任せになっています。

実地たな卸の正確性を確保するため、事業団に実地たな卸実施要領を整備させ、各スポーツセンターに規定どおりに、毎会計年度末において実地たな卸を実施し、その結果を経理責任者および区に報告させるよう受託者を指導する必要があります。（教育委員会事務局、西区、緑区および戸塚区）

9 . 施設管理

(1) 公共施設の長寿命化

都筑区のスポーツセンターは平成 17 年に完成する予定とのことで、この完成をもって 18 区の全てに施設が配備されることとなります。昭和 55 年 10 月に港南区のスポーツセンターを設置して以来 23 年を経過したことになります。施設の耐用年数について、技術的な検討は別にして、企業会計の減価償却の点からは、体育館用の建物はその法定耐用年数を 47 年（法人税法の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表一）としています。初期の施設は既にその約 1/2 の年数を経過し、順次、施設の老朽化が進んでいきます。

財政局作成で平成 15 年 10 月発表の「中期財政ビジョン ～新しい時代の都市経営に向けて～」によると、「公共事業の効率化」として、「ライフサイクルコストの視点に基づいた施設の長寿命化に向けた計画的な維持・修繕」への取組が以下のように掲げられています。これは、施設の新設・更新による建設事業費を削減するために、必要な取組です。

3 5つの改革の方向性と取組

(2) 「公共事業の効率化」～ 公的ストック戦略～

その他の取組

「ア ライフサイクルコストの視点に基づいた施設の設計と長寿命化に向けた計画的な維持・修繕（総務局）」

ライフサイクルコストに基づいた公共施設の長寿命化をすすめ、新設・更新施設等の建設事業費の削減や公共事業費の平準化による後年度負担の軽減など、公共事業費の縮減を図ります。

ライフサイクルコスト：施設の企画・計画の段階から建設・運用・管理にいたる、全てのコストの総額から経済性を検討する方法

施設を長寿命化させるためのライフサイクルマネジメントに基づいた計画的な維持保全工事については、当該施設の所管部局である教育委員会事務局において社会体育施設営繕費の予算検討段階で考慮されていることから、社会体育施設営繕費の一部として予算化されていることになっています。しかし、実際には全ての修繕工事が社会体育施設営繕費から執行されていることから、事後的かつ日常的な修繕工事、或いはまた、計画的な長寿命化のための修繕工事の何れに執行されたのか、予算実績を対比しても外部からこれを金額的に検証することはできません。

< 意見 > 「維持保全工事費の社会体育施設営繕費からの分離による予算対比を求めるもの」

施設を長寿命化させるためのライフサイクルマネジメントに基づいた計画的な維持保全工事については、教育委員会の社会体育施設営繕費の一部として予算化されていますが、日常的な修繕工事と計画的な長寿命化のための修繕工事とが区別ができず、長寿命化のための維持保全工事を金額的に検証することはできません。

ライフサイクルコストに基づいた公共施設の長寿命化への取組を平成 15 年 10 月に発表した中期財政ビジョンに掲げていることから、将来コストを綿密に計算した上で、長寿命化のために有効であると認められる維持保全工事が執行されるように、その部分を教育委員会事務局の予算において社会体育施設営繕費予算から切り離し、その上で、実際の取組について予算と対比してその金額を明らかにすることが望まれます。（教育委員会事務局）

(2) 修繕費の管理

スポーツセンターの修繕予算は、当該施設の所管部局である教育委員会事務局で社会体育施設営繕費として計上されています。過去5年の予算と実績の推移を表にしてみました。

表 6-25 社会体育施設営繕費予算実績対比表 (単位：千円)

	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
予 算 額	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
執 行 額	66,879	37,966	78,997	43,971	59,305
執行割合	334%	190%	395%	220%	297%

このように、過去5年の社会体育施設営繕費の執行額は予算の1.9倍から3.9倍となっており、予算に対して大きな乖離があります。つまり、このことは他の予算から多額の流用がなされているということです。予算額と執行額とが大幅に乖離しているのが常態であるため、予算の費用統制機能が働いていないと判断されます。

<意見> 「社会体育施設営繕費予算による修繕費管理の強化を求めるもの」

過去5年の社会体育施設営繕費の執行額は予算の1.9倍から3.9倍となっており、予算に対して大幅に乖離しているのが常態となっています。

横浜市の予算制度は、平成16年度より予算編成権を各局に移す包括予算制度が導入され、事業を担当する各局に枠が割り振られ、各局が予算枠内で最小のコストで最も効果的な執行ができるよう弾力的な運用が図られる仕組みとなります。

これによって現場を良く知る各局がより実態に即した予算編成ができるようになるのですから、予算の統制機能を回復させ、他の予算からの流用が常態でないようにすることにより、修繕費の管理を強化するべきであると考えます。(教育委員会事務局)

(3) 修繕履歴の一元管理

スポーツセンターの修繕履歴については、各スポーツセンターが修繕工事の内容を記した完成図書を保管しており、予算管理を行う教育委員会事務局ではこれまでその内容を把握していません。しかし、市の重点取組としてライフサイクルコストに基づいた公共施設の長寿命化が掲げられたことから、教育委員会事務局で長期保全計画を作成することとなり、その基礎資料として各施設の修繕履歴を集めています。スポーツセンターにおける修繕履歴を教育委員会事務局で一元的に把握することになれば、あるスポーツセンターでの修繕工事の経験を他のスポーツセンターに活用することが可能となります。さらに、今後の修繕を事前に予測した長期修繕計画を立案することも容易となります。

<意見> 「修繕履歴の教育委員会事務局での一元的管理を求めるもの」

スポーツセンターの修繕履歴については、各スポーツセンターが修繕工事の内容を記した完成図書を保管しており、予算管理を行う教育委員会事務局ではこれまでその内容を把握していません。

そのために、各スポーツセンターの修繕履歴を教育委員会事務局で一元的に管理する体制を構築して、長期的な修繕計画に基づいた修繕工事の実施が望まれます。(教育委員会事務局)

10. 再委託契約

(1) 警備業務の委託

警備業務については、事業団契約規程に基づき各スポーツセンターで見積合わせを実施しています。開館当時に警備機器を導入した関係上、導入時は競争入札により、その後5年間は単独随意契約、それ以降は見積合わせによる契約締結となっています。各スポーツセンターでの警備内容については、警備機器による監視業務や警備員による巡回業務等で、その内容については大差がないにもかかわらず、スポーツセンター毎に契約を行っており、契約締結事務が煩雑になっている可能性があります。また、契約予定価格が100万円未満であるため、入札によらずに見積合わせによる契約締結となっています。

<意見> 「警備業務の委託方法の改善を求めるもの」

各スポーツセンターの警備業務は、ほぼ同様な業務内容となっており、契約予定価格が100万円未満であることから、見積合わせを行い、各スポーツセンターで委託しています。

契約締結事務の簡素化、効率化を考慮した場合、各スポーツセンターでの契約締結ではなく、一括して契約締結を行うか、地域性を考慮した上でブロック毎に分けて契約締結することが望まれます。また、これを行うことにより契約予定価格は100万円を上回るようになるため、契約締結方法を競争入札に変更し、より経済的な契約金額での契約締結が可能になるかどうかを検討するように、受託者を指導する必要があります。(教育委員会事務局)

(2) 樹木管理業務の委託

スポーツセンターでの樹木管理委託は、北部に所在するスポーツセンター等(鶴見、神奈川、西、旭、港北、緑、平沼記念体育館)と南部に所在するスポーツセンター(南、港南、保土ヶ谷、磯子、戸塚、泉、瀬谷)とに分けて契約を実施しています。業者を北部と南部に分けているのは、業務が同じ時期に重なってしまうため、2社程度に分けた方が迅速に対応が可能であるという理由からです。それぞれの業者から作業報告書の提出を受けていますが、南部の業者からの作業報告書について不備があります。除草・草刈、中低木、高木の剪定等に伴って発生する残材の処理費用は、それぞれ設計数量・予定単価が異なっています。南部の業者の報告では一括して処分数量を報告してきており、除草・草刈、中低木、高木の実際の処分数量が設計数量と比較できない状態にあります。

<結果> 「樹木管理業務の詳細な作業報告書の収受を求めるもの」

各スポーツセンターにおける樹木管理については、横浜市全体を南北に分けて委託していますが、南部方面にかかる作業報告書では、剪定に伴って発生する残材の処分数量が、除草・草刈、中低木、高木別に把握できない状態になっていました。

作業報告書の提出については、翌期以降の設計数量の参考資料として詳細かつ適切な報告を行わせることが必要で、これにより、翌期以降により適切な見積り数量に基づいた契約締結が可能となります。また、業者が適切に業務を遂行したかどうかを牽制するという意味でも業者に作業報告書を提出させるよう受託者を指導する必要があります。(教育委員会事務局)

11. 人件費

(1) 退職給与支出の改善

事業団は外部積立による確定給付型の企業年金制度を採用しています。平成 15 年 3 月末現在における財政状態は次のとおりです。

表 6-26 事業団企業年金制度の財政状態 (単位：千円)

借方		貸方	
保険料積立金	309,851	責任準備金	533,762
過去勤務債務現在額	223,911		
計	533,762	計	533,762

表 6-27 退職給与積立不足額 (単位：千円)

年度	既保険料積立額	期末自己都合退職要支給額 (責任準備金)	積立不足額 (差引)
H10	194,738	337,988	143,250
H11	241,881	414,017	172,136
H12	270,960	421,003	150,043
H13	288,222	499,783	211,561
H14	309,851	533,762	223,911

上表から明らかなように、退職給与の積立金は不足しており、しかも不足額は拡大傾向にあります。現状の保険料で積立不足の解消を図れないことが明らかですので、将来の急激な委託料の増額を避けるために、今の段階から保険料の増額を検討する必要があります。

また、期末自己都合退職要支給額（責任準備金）に対する既保険料積立額の適切な水準を求め、常にその水準の積立額が維持されるようにすべきです。

<意見> 「退職給与積立保険料の増額の検討を求めるもの」

事業団における現状の毎年度の保険料では、退職給与積立金の不足額は拡大傾向にあり、積立不足の解消は図れないことが明らかです。将来の急激な委託料の増額を避けるために、今の段階から保険料の増額を検討するよう団体を指導することが必要と思われます。併せて、期末自己都合退職要支給額（責任準備金）に対する既保険料積立額の適切な水準を求め、常にその水準の積立額が維持されるように団体を指導すべきです。（教育委員会事務局）

12. 情報システム

(1) 横浜市市民利用施設予約システムにおける業務委託

市民局、緑政局および教育委員会事務局が所管する市民利用施設（平成 14 年度で 64 施設）の利用者登録や利用予約、抽選等を行う「市民利用施設予約・案内システム」を平成 8 年度から稼働させています。同システムの運用にあたり、横浜市市民利用施設予約センターとしての業務委託に加え、ハードウェアやソフトウェアの維持管理、ネットワークの提供、仕様変更対応等のシステム運用に関する業務委託を当初から継続して随意契約で行っています。平成 13 年度および平成 14 年度の業務委託費の内訳は以下のとおりです。

表 6-28 業務委託費の内訳 (単位：千円)

費目	平成 14 年度				平成 13 年度			
	市民局	緑政局	教育委員会事務局	計	市民局	緑政局	教育委員会事務局	計
ハードウェア等リース料、保守料	7,554	6,763	7,909	22,226	11,876	10,602	12,310	34,788
回線使用料	6,210	3,453	9,135	18,798	6,210	3,453	9,135	18,798
オペレーション委託費	6,667	6,667	6,667	20,001	6,667	6,667	6,667	20,001
広報印刷物等印刷、利用者登録	3,902	5,340	4,029	13,271	5,986	5,986	5,986	17,958
マシン室賃借・光熱水費	4,088	4,088	4,088	12,264	4,088	4,088	4,088	12,264
予約センター人件費	6,089	6,089	6,089	18,267	6,103	6,103	6,103	18,309
仕様変更への対応	900	900	900	2,700	900	900	900	2,700
その他	2,174	2,174	2,174	6,522	2,345	2,345	2,345	7,035
計(消費税抜き)	37,584	35,474	40,991	114,049	44,175	40,144	47,534	131,853

平成 14 年度においては、ハードウェアおよびソフトウェアのリース料が 12,562 千円、広報印刷物等印刷が 4,687 千円それぞれ減少しています。平成 15 年度予算までは、本システムにかかる業務委託費の査定を予算要求の段階で各局との協議に基づいて総務局が行っていました。しかしながら、平成 16 年度予算からは、組織変更等により総務局による協議がなくなり、所管局のみでの査定となっています。

平成 14 年度予算の詳細な積算内訳書では、積算の基礎の一部としている端末台数や回線数が実態と異なっていること、3 局での按分比率が実態と異なっていること等が見受けられました。また、ホストコンピュータは委託先とは異なる別の法人内に設置されており、委託先がリースしています。管轄する 3 局では委託先で発生しているリース料や回線使用料等について明確に把握していません。

平成 8 年から 8 年間にわたって随意契約により業務を委託していましたが、IT 環境、対象施設数の増加等により業務委託の内容が変化していることもあり、積算内容および積算費用の見直し、さらに、随意契約の見直しについても検討する必要があるのではないかと考えます。

<意見> 「随意契約による業務委託の積算内容および積算費用の見直しを求めるもの」
 予算要求時の横浜市市民利用施設予約システムにおける業務委託の査定にかかる、総務局と同システム所管 3 局による協議がなくなったことにより、所管 3 局が業務委託費用の積算を査定することになりました。しかしながら、所管する 3 局は積算の基礎の一部としているホストコンピュータにかかる委託先で発生しているリース料や回線使用料等について明確に把握していません。IT 環境、対象施設数の増加等により業務委託の内容が変化していることもあり、積算内容および積算費用の見直し、さらに、随意契約の見直しについて

も検討する必要があるのではないかと考えます。（市民局、緑政局および教育委員会事務局）